

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大江町長 松田 清隆

市町村名 (市町村コード)	大江町 (63240)
地域名 (地域内農業集落名)	本郷西部・七軒地区 (月布、檜山、十八才、小新、橋上、三合田、久保、材木、貫見、黒森、小清、沢口、中沢口、道海、柳川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落まわりは稲作が中心で、果樹栽培は少ない。
- ・山間部では昔から林業が営まれており、町内の中では、きのこや山菜の主産地となっている。
- ・中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金による農地の保全活動に取り組んでいる。
- ・町内の中でも人口減少や高齢化が進んでおり、後継者・担い手は不足している状況。
- ・水田ほ場は農道幅員が狭い、排水不良などの理由から作業効率が悪い。
- ・クマやイノシシによる鳥獣被害が多発している。
- ・山間部が近いこともあり、町内他地区と比較し営農条件不利地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田については特定の農家へ集積される傾向があり、アクシデントへの備えとして地域内での担い手育成を図る
- ほか、保全を優先するほ場については、機械整備による作業を検討する。
- ・農業委員などによる担い手の掘り起こしにより農地の出し手と受け手を適切に結び付けて利用権設定等を進める。
- ・中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用しながら、農地と周辺林地等の保全を行い、耕作放棄地発生防止に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	338 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	338 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域の設定については、具体的取組が実施される場合に行う。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を推進し、農業委員等が中心となって集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の意向があった際に検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJA、大江町就農研修生受入協議会等と相互に連携しながら多様な担い手を募集し、栽培技術指導や農地のあっせん等、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
希望がある場合、大江町カントリーファーム等の受託組織に依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猟友会会員による有害鳥獣の捕獲や電気柵の設置などにより鳥獣被害の防止に取り組む。
 ⑤昼夜の寒暖差のため果樹栽培の好適地であることから高品質、安定生産を継続する。
 ⑦中山間地域等直接支払交付金等を活用し、農地や農道、水路の保全管理等を行う。